

事業主の皆様へ

ひといいでも労働者を雇ったら、 労働保険に入る義務があります。

労働災害の治療には病院で健康保険証が使えません。労災保険未加入の場合、保険料を遡って徴収するほか、労災保険給付に要した費用の40%～100%が事業主負担となることもあります。

○ 正社員はもとより、パート、アルバイト、臨時を含めて労働者を1人でも雇用している事業主は、労働保険（労災・雇用）に加入する義務がありますので、すぐに労働保険の加入手続を行い、労働保険料を納付してください。

（ただし、雇用保険は週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込みがある場合に原則として被保険者となります。）

労働保険は、労働者が業務中又は通勤時の事故による災害補償と失業した時の再就職活動中の生活保障等をするものです。

事業主の皆様には必ず加入いただくよう国が法律で義務付けており、労働保険に加入せず、働かせることは違法です。

労働者本人が同意しないから・・・保険料が払えないから・・・民間の保険に加入しているから・・・は理由になりません。加入していない場合に、負傷した本人が、病院又は監督署へ訴え出て労災となるケースも多々あり、そうした場合には、前述のとおり事業主の多大な費用負担となります。労災事故が起こる前に、速やかに加入手続をしてください。

○ 労働保険料は、最寄りの金融機関等での納付、又は口座振替による納付となります。

○ お問い合わせ先

・広島労働局総務部労働保険徴収課

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>

《〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30

TEL (082) 221-9246》

・各労働基準監督署

・各ハローワーク（公共職業安定所）

・広島県社会保険労務士会

・（一社）全国労働保険事務組合連合会広島支部

・各労働保険事務組合

へお気軽にご相談ください。



まだ「紙」で苦勞しているとお聞きしましたがそろそろいかがですか？

労働保険は電子申請

イメージキャラクター：
ペパレス執事

私、ペパレス執事が
無料で電子申請を
お手伝いします。

※詳しくは裏面へ

いつでもどこでも手続可能！
カンタン・スピーディーに申請！
ムダな時間やコストも削減！

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能！

※詳しくは
下記特設サイトへ

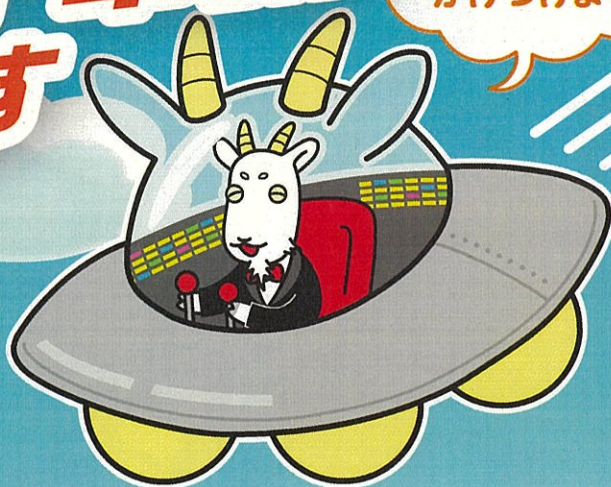
令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。
労働保険料の納付は、電子納付が便利です。

スマホでも！/
特設サイトは
こちら！



無料で電子申請 お手伝いします

わたしが
かけつけます!



労働保険関係手続は 電子申請にしませんか?

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利!
自宅やオフィスから、インターネットを経由して、
24時間いつでも申請や届出ができます。

日本中
どこへでも
お伺いします。

初期設定の
不安や不満を
解消します!



名前 ペパレス執事

星座 アドバイ座 好物 電子化によって不要になった紙

デンシ新星から労働保険の電子申請をサポートするためにやってきたヤギの執事。性格はとても温厚で、初期設定などを丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

費用

0円

時間

1時間
程度

場所

日本全国
どこでも

お好みの方法でご参加いただけます。

オンライン
セミナーに
参加する

- どんな内容なのか聞いてみたい
- 自社でも導入可能なのか確認したい
- 会社への上申用に勉強したい

アドバイザー
に相談する

- 初期設定や操作に不安がある
- 調べる時間がないので教えて欲しい
- 次の年度更新に向けて準備したい
- 訪問・オンラインが選べます

令和5年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業
詳細確認やお申込みはホームページもしくは電話から!

<https://denshi-shinsei.jp> / 03-6628-2275



スマホでも!

受託会社

株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

mail@denshi-shinsei.jp

〈キトリ〉

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ 事業場名			担当者名		
TEL			メールアドレス (担当者)		
労働者数					
フリガナ 住所	〒 ー		予約希望	☐ アドバイザー ☐ セミナー	

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6627-9989